

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価
素案からの変更箇所一覧 新旧対照表（内訳）

変更内容	件数
新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子受付・電子交付の実施に伴うもの	15件
番号法改正に伴うもの	6件
国の組織改正に伴うもの	9件
国の例示に基づくもの	4件
その他	15件
合計	49件

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
1	1	表紙	新宿区長 令和4年2月10日	新宿区長 -	公表日の記載がなかった。	第三者点検
2	4	システム2 ③他のシステムとの接続 その他	システム2 各業務システム、中間サーバ、 保健情報（対人）システム	システム2 各業務システム、中間サーバ、 （追記）	「（別添1）事務の内容」では、予防接種台帳管理システムと個人情報のやり取りをしている。通信等で情報をやり取りしている場合は、そのシステム名を記載する必要がある。 ※情報のやり取りは目視、紙又は電子記録媒体を介したやり取りは含まない。	第三者点検
3	5	システム4 ③他のシステムとの接続 その他	システム4 団体内統合宛名等システム、住基GWサーバー、証明書自動交付システム、 保健情報（対人）システム	システム4 団体内統合宛名等システム、住基GWサーバー、証明書自動交付システム、 （追記）	「（別添1）事務の内容」では、予防接種台帳管理システムと個人情報のやり取りをしている。通信等で情報をやり取りしている場合は、そのシステム名を記載する必要がある。 ※情報のやり取りは目視、紙又は電子記録媒体を介したやり取りは含まない。	第三者点検
4	6	システム5 ②システムの機能	1. ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 2. 接種記録の管理 3. 転出/死亡時等のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供 5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	1. ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 2. 接種記録の管理 3. 転出/死亡時等のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供 5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 （追記）	ワクチン接種記録システム（VRS）のシステム機能に漏れがあった。 「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施」の旨の記載なし。	第三者点検
5	6	5.個人番号の利用	・番号法第19条第 16 号（予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第 6 号(委託先への提供)	・番号法第19条第 15 号（予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第 5 号(委託先への提供)	番号法の条項が最新の状態になっていなかった。	第三者点検
6	6	6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第 8 号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 16の2、16の3、115の2の項 (別表第2における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19、115の2の項	・番号法第19条第 7 号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 16の2、16の3、115の2の項 (別表第2における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19、115の2の項	番号法の条項が最新の状態になっていなかった。	第三者点検

新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価

案前からの変更箇所一覧 新旧対照表

No	頁	該当箇所	変更前（案前の記載）	変更理由	変更の契機
7	7	<p>(別添1) 事務の内容</p> <p>・新型コロナウイルス感染症予防接種の事務 ・新型コロナウイルスの予防接種の事務</p> <p>① 予防接種対象者の抽出 ② 予防接種 ③ 接種記録作成・送付 ④ 接種記録を確認・入力 ⑤ 接種記録の副本を登録 ⑥ 他の区市町村からの照会に応じて接種記録を提供</p> <p>特定個人情報ファイル ワクチン接種記録システム (VRS) 他区市町村ごとに論理分離された領域を保有</p> <p>AI-OCR処理 接種券上のOCRラインを読み込み・送信 (従来事務の③～⑤に代わるプロセス)</p> <p>マイナンバーカード券面入力補助AP利用 旅券MRZ (※) のAI-OCR読取り 個人番号・氏名・生年月日・旅券情報</p> <p>※旅券MRZ_Machine Readable Zone (機械読取領域) のこと。</p> <p>接種記録・電子署名</p> <p>新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、必要に応じて旅券関係情報を入力して、公布する。 ※ 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。</p> <p>接種者について、アプリで新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、アプリにおいて個人番号を入手し、接種者が申請先として指定する区市町村に接種記録を照会する。接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報等、その他の情報とあわせて、接種証明書としてアプリ上に表示する(個人番号は表示されない。また、接種証明書については、電子署名を付す)。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症予防接種の事務 ・新型コロナウイルスの予防接種の事務</p> <p>① 予防接種対象者の抽出 ② 予防接種 ③ 接種記録作成・送付 ④ 接種記録を確認・入力 ⑤ 接種記録の副本を登録 ⑥ 他の区市町村からの照会に応じて接種記録を提供</p> <p>特定個人情報ファイル ワクチン接種記録システム (VRS) 他区市町村ごとに論理分離された領域を保有</p> <p>AI-OCR処理 接種券上のOCRラインを読み込み・送信 (従来事務の③～⑤に代わるプロセス)</p> <p>新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、旅券関係情報を入力、印刷する。 ※ 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。</p>	<p>・予防接種証明書の電子交付アプリについて記載がなかった。必要に応じて国からの記載例の資料を使用することが望まれる。</p> <p>・別添1では、予防接種管理システムとVRSと双方で情報のやり取りをしていたが、国の例示する資料では、予防接種管理システムからVRSへ情報を送っているフローになっている。実運用と照らし合わせ、必要に応じて修正することが望まれる。</p> <p>・別添1ではVRSから他区市町村への接種記録の提供は、個人情報の提供となっていたが、国の例示する資料では、特定個人情報の提供となっている。実運用と照らし合わせ、必要に応じて修正することが望まれる。</p>	<p>第三者点検</p>

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
8	8	(別添 1) 事務の内容	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種事務、予防接種法に基づく臨時接種事務及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務では、予防接種台帳管理システムにより抽出された予防接種対象者に対し、区から予診票や接種券を郵送する。予診票や接種券を受け取った対象者は、医療機関等でワクチンを接種し、ワクチンの接種後、接種記録が記載された予診票等は、医療機関等から区に提出される。区は、提出された予診票等から予防接種台帳に接種記録を登録し、中間サーバー、情報提供ネットワークシステムを通じて、他区市町村に接種記録を照会又は提供できる。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務では、国がワクチン接種記録システム（VRS: Vaccination Record System）を整備することで、自治体がワクチン接種の状況を可能な限り逐次把握することを支援している。また、接種者から、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書を交付する。</p> <p>1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種、予防接種法に基づく臨時の予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務</p> <p>・予診票の発行 住民基本台帳(以下、「住基」という。)の情報を基に、予防接種法等関連法令で定められた年齢要件等に該当する者に対し、予防接種の予診票等を作成・発行する。</p> <p>・予診票の再発行 住基の情報を基に、予診票を紛失した者等に対し予診票等の再発行を行う。</p> <p>・予防接種記録の管理 契約医療機関や集団接種会場等で予防接種を受けた区民の予診票について当該医療機関等からの提出を受け、接種記録を入力・管理する。</p> <p>・接種勧奨通知の送付 伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、接種履歴から必要に応じて区民に対し、接種勧奨の通知を行う。</p> <p>・予防接種実施依頼書等の発行 本人（保護者等を含む。）からの申請に基づき、区外の自治体で予防接種をする場合、予防接種実施依頼書等を作成し、発行する。</p> <p>・予防接種実施報告書の送付 他自治体の長からの定期予防接種の実施依頼を受けて予防接種を実施した場合、依頼元の自治体の長に報告書を送付する。報告書には予診票の写しを添付する。</p> <p>・国、東京都等への報告 予防接種法施行令第7条に基づき、予防接種を受けた者の数等を東京都知事に報告する。その他、国または東京都から指示された事項について報告を行う。</p> <p>・予防接種による健康被害の救済 予防接種を受けた者が、予防接種が原因で疾病にかかり、障害の状態となり、または死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合は、予防接種法等関連法令に基づき給付を行う。</p>	(追記)	<p>・事務フロー図に関連して補足を事務フロー図側に記載していた。補足は「（備考）」へ記載することが付録 8 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）〔記載要領〕で求められている。</p>	第三者点検

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
			<p>2. 予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種券の発行 住基の情報を基に、予防接種法等関連法令で定められた年齢要件等に該当する者に対し、予防接種の接種券等を作成・発行する。 ・接種券票の再発行 住基の情報を基に、接種券票を紛失した者等に対し接種券等の再発行を行う。 ・予防接種記録の管理 契約医療機関や集団接種会場等で予防接種を受けた区民の予診票について当該医療機関等からの提出を受け、接種記録を入力・管理する。 ・接種勧奨通知の送付 伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、接種履歴から必要に応じて区民に対し、接種勧奨の通知を行う。 ・ワクチン接種記録システム（以下、「VRS」という。）の登録 VRSへ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・VRSを用いた接種記録の照会・提供 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・VRS等を用いた予防接種証明書の交付 予防接種の実施後に、接種者からの申請（マイポータルびつたりサービスのサービス検索・電子申請機能での申請を含む）に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ・国、東京都等への報告 予防接種法施行令第7条に基づき、予防接種を受けた者の数等を東京都知事に報告する。その他、国または東京都から指示された事項について報告を行う。 ・予防接種による健康被害の救済 予防接種を受けた者が、予防接種が原因で疾病にかかり、障害の状態となり、または死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合は、予防接種法等関連法令に基づき給付を行う。 			
9	10	⑤保有開始日	令和3年2月17日	令和4年4月1日	特定個人情報ファイルの保有が開始された日付を記載する必要がある。	第三者点検
10	11	②入手方法 その他	ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。） <u>、</u> サービス検索・電子申請機能	VRS（追記） <u>、</u> サービス検索・電子申請機能	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能から入手するため、その記載が漏れていた。	第三者点検

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
11	11	③入手の時期・頻度	○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務（VRS） （入手元）転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 <u>（削除）</u> （入手頻度・時期） ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって、接種記録の照会が必要になる都度	○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務（VRS） （入手元）転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ※ <u>転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ</u> （入手頻度・時期） ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって、接種記録の照会が必要になる都度	入手の時期・頻度を記載していたが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の入手元にて下記の記載があった。 ※ 転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ 国からの記載例の資料には削除する旨が記載されている。	第三者点検
12	11	④入手に係る妥当性	○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務（VRS） ・ <u>当区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。</u> （番号法第19条第16号） ・ <u>当区</u> からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。（番号法第19条第15号） ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務（VRS） ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、 <u>転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ</u> 入手する。 （番号法第19条第15号） ・ <u>当市区町村</u> からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。（番号法第19条第15号） ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	1. 「転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ」について、国からの記載例の資料には削除する旨が記載されている。 2. 番号法第19条第15号は第16号となる。	第三者点検
13	11	⑤本人への明示	・市内連携システムの場合は、番号法第19条第8号および予防接種法施行規則に基づき取得・利用している。 ・医療機関又は本人から入手する場合は、本人等が記入する予診票にも、区へ接種記録を提出されることを明記し、署名を得ている（予防接種法施行令第6条の2）。 ・VRSの場合は、接種者本人からの同意を得て入手する。また、接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・ <u>電子交付アプリにより電子申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。</u> ・予防接種による健康被害救済の申請については、予防接種法施行規則第10条及び第11条に明記されている。	・市内連携システムの場合は、番号法第19条第7号および予防接種法施行規則に基づき取得・利用している。 ・医療機関又は本人から入手する場合は、本人等が記入する予診票にも、区へ接種記録を提出されることを明記し、署名を得ている（予防接種法施行令第6条の2）。 ・VRSの場合は、接種者本人からの同意を得て入手する。また、接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 <u>（追記）</u> ・予防接種による健康被害救済の申請については、予防接種法施行規則第10条及び第11条に明記されている。	1. 国からの記載例の資料に記載のある「電子交付アプリにより電子申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。」の旨の記載が漏れている。 2. 番号法第19条第7号は、番号法第19条第8号となる。	第三者点検
14	12	⑥使用目的変更の妥当性	<u>＝</u>	<u>（追記）</u>	変更の妥当性について記載がなかった。 使用目的を変更しない場合は「－」など表示されることが望まれる。	第三者点検
15	12	⑧使用方法	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務（VRS）では、当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、 <u>接種券の発行のために特定個人情報を使用する。</u> また、当区からの転出者について、転出先市区町村へ当区での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務（VRS）では、当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために <u>特定個人情報を使用する。</u> また、当区からの転出者について、転出先市区町村へ当区での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務について一部、修正が必要となる。 現在の記述：転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 国の例示：転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。	第三者点検
16	12	⑧使用方法（情報の突合）	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務（VRS） 当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。 <u>（削除）</u>	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務（VRS） 当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。 <u>（転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当該処理を行う。）</u>	入手の時期・頻度を記載していたが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の入手元にて下記の記載があった。 （転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当該処理を行う。） 国からの記載例の資料には削除する旨が記載されている。	第三者点検

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
17	13	委託事項 3	<u>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等</u>	<u>（追記）</u>	委託事項3において、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等の記載が漏れていた。	第三者点検
18	13	委託事項 3 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS） <u>（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）</u> を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS） <u>（追記）</u> を用いた特定個人情報ファイルの管理等	委託事項3において、（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）の旨の記載が漏れていた。	第三者点検
19	14	委託事項 3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲その妥当性	ワクチン接種記録システム（VRS） <u>（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）</u> を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム（VRS） <u>（追記）</u> を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	委託事項3において、（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）の旨の記載が漏れていた。	第三者点検
20	14	委託事項 3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	LG-WAN回線を用いた提供 <u>（VRS本体）、本人からの電子交付アプリを用いた提供（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）</u>	LG-WAN回線を用いた提供 <u>（追記）</u>	委託事項3において、（VRS本体）、本人からの電子交付アプリを用いた提供（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）旨の記載が漏れていた。	第三者点検
21	14	提供先 1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2の16の2	番号法第19条第7号及び別表第2の16の2	番号法の条項が最新の状態になっていなかった。	第三者点検
22	14	提供先 2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2の16の2	番号法第19条第7号及び別表第2の16の2	番号法の条項が最新の状態になっていなかった。	第三者点検
23	15	提供先 3 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2の16の2	番号法第19条第7号及び別表第2の16の2	番号法の条項が最新の状態になっていなかった。	第三者点検
24	15	提供先 4 ①法令上の根拠	番号法 第19条第16号	番号法 第19条第15号	番号法の条項が最新の状態になっていなかった。	第三者点検
25	15	提供先 4 ③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号 <u>（削除）</u>	市区町村コード及び転入者の個人番号 <u>（本人からの同意が得られた場合のみ）</u>	提供先 4にて「（本人からの同意が得られた場合のみ）」の記載の削除が漏れていた。	第三者点検

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
26	16	①保管場所	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当区の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p><u>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</u> <u>電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</u></p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p><u>(追記)</u></p>	ワクチン接種記録システム(VRS)における措置にて、(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。の旨の記載が漏れていた。	第三者点検
27	16	②保管期間	<u>20年以上</u>	<u>定められていない</u>	保管期間は「定められていない」と記載していたが、長期間保管するのであれば、「20年以上」など適切な年数を設定することが望まれる。	第三者点検
28	18	リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置(VRS)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入者本人からの個人番号の入手 当区の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、<u>本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</u> ・転出先市区町村からの個人番号の入手 当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先市区町へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、<u>住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、</u>ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 <p><u>・転出元市区町村からの接種記録の入手</u> <u>当区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当区において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 <p><u>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</u> <u>交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</u></p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置(VRS)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入者本人からの個人番号の入手 当区の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、<u>(追記)</u>個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・転出先市区町村からの個人番号の入手 当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先市区町へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、<u>(追記)</u><u>本人同意及び本人確認が行われた情報だけを</u>ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 <p><u>(追記)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 <p><u>(追記)</u></p>	<p>1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種、予防接種法に基づく臨時接種及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種において、本人確認は通知カードと身分証明書の提示により行う旨の記載があるが、通知カードは一部番号確認書類とならないため、補足をつけることが望まれる。</p> <p>2. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置（VRS）にて多数の不備を確認した。国の例示する記載例を確認し、必要な項目を修正する必要がある。</p>	第三者点検

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
29	19	リスク2 不適切な方法で 入手が行われる リスク	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置（VRS）> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）</u> 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置（VRS）> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p> <p><u>（追記）</u></p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置（VRS）において、次の記載が漏れていた。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p>	第三者点検
30	19	リスク3 入手の際の本人 確認の措置の 内容	<p><全般> ・新宿区民の住民情報は、庁内連携システムとの連携処理（バッチ処理）にて取得するため、既に本人確認は行われている。 ・窓口での申請等で本人から個人番号を入力する場合には、個人番号カードや通知カード<u>（※）</u>の提示を受ける。また、本人確認を行う際は、番号法第16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受ける。 <u>※ 通知カードを使用してマイナンバーの確認と本人確認を同時に行うためには、別に運転免許証や旅券等の本人確認書類を必要とする。</u> ・医療機関や集団接種会場、他自治体から入手する予防接種情報は、予防接種票に記載された特定個人情報に基づき、保健情報システムで突合、確認を行う。</p> <p><u><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></u> <u>（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）</u> <u>個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</u></p>	<p><全般> ・新宿区民の住民情報は、庁内連携システムとの連携処理（バッチ処理）にて取得するため、既に本人確認は行われている。 ・窓口での申請等で本人から個人番号を入力する場合には、個人番号カードや通知カード<u>（追記）</u>の提示を受ける。また、本人確認を行う際は、番号法第16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受ける。</p> <p><u>（追記）</u></p> <p>・医療機関や集団接種会場、他自治体から入手する予防接種情報は、予防接種票に記載された特定個人情報に基づき、保健情報システムで突合、確認を行う。</p> <p><u>（追記）</u></p>	<p>全般において、本人確認は通知カードと身分証明書の提示により行う旨の記載があるが、通知カードは一部番号確認書類とならないため、補足をつけることが望まれる。</p>	第三者点検
31	20	リスク3 特定個人情報 の正確性確保 の措置の内容	<p><サービス検索・電子申請機能における措置> 【「自動入力機能」（令和3年9月1日別途）実装前】 ・サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようになっている。 【「自動入力機能」（令和3年9月1日別途）実装後】 ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</p> <p><u><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></u> <u>（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）</u> <u>・券面事項入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</u> <u>・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</u></p>	<p><サービス検索・電子申請機能における措置> 【「自動入力機能」（令和3年9月1日別途）実装前】 ・サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようになっている。 【「自動入力機能」（令和3年9月1日別途）実装後】 ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</p> <p><u>（追記）</u></p>	<p>次の内容が漏れていた。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・券面事項入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</p>	第三者点検

新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
32	20	リスク4 リスクに対する措置の内容	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 <u>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</u> <u>電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</u></p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN 回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 <u>(追記)</u></p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN 回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。</p>	<p>ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置において、次の記載が漏れていた。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	第三者点検
33	23	特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置（VRS）> ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・<u>当区</u>への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する<u>場合のみ入手し、使用する。</u> ・<u>当区</u>からの転出者について、<u>当区</u>での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置（VRS）> ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・<u>当市区町村</u>への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する<u>ために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。</u> ・<u>当市区町村</u>からの転出者について、<u>当市区町村</u>での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。</p>	<p>国からの記載例の資料には以下の文言を削除する旨が記載されている。 「ために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた」</p>	第三者点検
34	23	情報保護管理体制の確認	<p>また、VRSにおいては、当区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、<u>VRS（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）</u>に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとしている。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・<u>新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置</u></p>	<p>また、VRSにおいては、当区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、<u>(追記) VRS</u>に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとしている。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 <u>(追記)</u></p>	<p>VRSにおいて、次の項目が漏れていた。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置</p>	第三者点検
35	24	特定個人情報の提供ルール	<p>・当区の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは委託先に対して調査を行う<u>または報告を求める。</u></p>	<p>・当区の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは委託先に対して調査を行い、または報告を求める。</p>	<p>次の文章を修正することが望まれる。 記載文：当区の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは委託先に対して調査を行い、または報告を求める。 修正案：当区の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行う<u>または報告を求める。</u></p>	第三者点検

新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
36	25	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保（具体的な方法）	<ul style="list-style-type: none"> 再委託は行っていないが、再委託を行う場合は再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 ・秘密保持義務 ・特定個人情報等の個人情報を取り扱う業務については禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・契約終了後は、資料等を返還し、又は消去すること。 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等 <p>また、再委託先が当区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。具体的には再委託事務の定期報告および緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 再委託は行っていないが、再委託を行う場合は再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等 <p>また、再委託先が当区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。具体的には再委託事務の定期報告および緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させる。</p>	委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定において、「個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。」と定めているため、特定個人情報等の個人情報を扱わせることは禁止する旨を記載することが望まれる。または、委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定の当該文言を修正することが望まれる。	第三者点検
37	25	リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの情報連携は、団体内統合宛名システムへの通信に限定してシステムログ（連携日時等）としてストレージ等に5年間記録している。 ・＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・特定個人情報ファイルの提供・移転の記録は、システムログ（情報連携先、連携日時等）としてストレージ等に5年間記録している。 ・外部媒体に記録する場合は、外部媒体を施錠管理されたデータセンタで保管する。 <p>＜VRSにおける措置＞VRSでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。</p>	<p>（追記）</p> <p>＜VRSにおける措置＞VRSでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。</p>	リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めたことに伴う追記	第三者点検
38	25	リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール	定めている	定めていない	「定めていない」を選択しているが、必要なルールを定めることが望まれる。	第三者点検
39	25	リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携による情報の移転は、番号法第19条第9号に基づく条例で定められた事務・情報のみ認めている。 ・事前に移転先から利用申請を提出してもらい、その内容を審議の上承認している。 ・情報セキュリティポリシーの遵守状況及び個人情報の管理に関する問題の有無について確認を行い、問題が発生していた場合は、速やかに新宿区情報システム緊急時対応計画に従い適切な措置を講じている。 ・特定個人情報の提供・移転は、番号法等法令の規定によりその範囲を厳格に定め、その範囲についてのみ行う。 ・特定個人情報ファイルの情報連携は、団体内統合宛名システムへの通信に限定してシステムログ（連携日時等）としてストレージ等に記録している。また、必要に応じて記録の確認を行う。 <p>＜団体内統合宛名システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの提供・移転の記録は、システムログ（情報連携先、連携日時等）としてストレージ等に記録しており、システム管理者が必要に応じて記録の確認を行う。 	二	リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めたことに伴う追記	第三者点検

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
40	26	リスク2 リスクに対する措置の内容	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置（VRS）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・転出元市区町村への個人番号の提供 ・当区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、<u>住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報</u>をVRSを用いて提供する。 ・また、転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、<u>住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</u> 	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置（VRS）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・転出元市区町村への個人番号の提供 ・当区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、<u>本人同意及び本人確認が行われた情報だけ</u>をVRSを用いて提供する。 ・<u>(追記)</u> 	<p>次の文言の修正が漏れていた。</p> <p>その際は、住民基本台帳等により紹介対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p>	第三者点検
41	26	リスク1：目的 外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>(※2) <u>番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報をリスト化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</u></p>	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>(※2) 番号法別表第二および第19条第14号を基に事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p>	<p>第19条第14号は、削除し次の案の文章にする。</p> <p>(案) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報をリスト化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p>	第三者点検
42	31	リスク1 ⑥技術的対策	<p><新宿区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新宿区情報セキュリティ規定に基づき、コンピュータウイルス対策のためのソフトウェアを導入し、最新のウイルスパターンファイルのリリース後、速やかに更新作業を実施している。 ・振る舞い検知型のコンピュータウイルス検出ソフトウェアにより標的型攻撃対策を講じている。 ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ・導入しているOS及びミドルウェアには、最新のセキュリティパッチのリリース後、速やかに適用作業を実施している。 ・<u>個々の職員のITモラルと情報セキュリティ意識の底上げを図り、当区におけるウイルス感染・不正侵入・情報漏えい等のリスクを低減することを目的に、研修の実施や不審メール受信時対応訓練等を行っている。</u> <p><VRSにおける措置></p> <p>VRSは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知 ・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・<u>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</u> ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・<u>電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</u> 	<p><新宿区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新宿区情報セキュリティ規定に基づき、コンピュータウイルス対策のためのソフトウェアを導入し、最新のウイルスパターンファイルのリリース後、速やかに更新作業を実施している。 ・振る舞い検知型のコンピュータウイルス検出ソフトウェアにより標的型攻撃対策を講じている。 ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ・導入しているOS及びミドルウェアには、最新のセキュリティパッチのリリース後、速やかに適用作業を実施している。 <p><u>(追記)</u></p> <p><VRSにおける措置></p> <p>VRSは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知 ・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・<u>(追記)</u> 	<p>1. 新宿区における措置において、振る舞い検知型のコンピュータウイルス検出ソフトウェアにより標的型攻撃対策を講じている。と記載しているが、直接的な標的型攻撃の手法に対しては対策とならない。</p> <p>2. VRSにおける措置において、次の文言が漏れていた。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 	第三者点検

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
43	33	①自己点検 具体的なチェック 方法	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置（VRS）】 ・ <u>デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）</u> から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置（VRS）】 ・ <u>内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室</u> から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置（VRS）において、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室をデジタル庁へ修正することが漏れていた。	第三者点検
44	33	②監査 素体的な内容	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置（VRS）】 ・ <u>デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）</u> から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置（VRS）】 ・ <u>内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室</u> から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置（VRS）において、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室をデジタル庁へ修正することが漏れていた。	第三者点検
45	33	従事者に対する 教育・啓発 具体的な方法	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置（VRS）】 ・ <u>デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）</u> から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置（VRS）】 ・ <u>内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室</u> から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置（VRS）において、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室をデジタル庁へ修正することが漏れていた。	第三者点検
46	33	3. その他のリスク 対策	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置（VRS）> ・ <u>デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）</u> から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条（情報到達の責任分界点）、第8条（通信経路の責任分界点）、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置（VRS）> ・ <u>内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室</u> から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条（情報到達の責任分界点）、第8条（通信経路の責任分界点）、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置（VRS）において、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室をデジタル庁へ修正することが漏れていた。	第三者点検
47	35	VI 評価実施手 続 1. 基礎項目 評価	①実施日 <u>令和4年2月10日</u>	①実施日 <u>(追記)</u>	評価書の公表予定日にあわせて実施日を追記	区追記
48	35	VI 評価実施手 続 2. 国民・住民 等からの意見の 聴取	①方法 <u>「新宿区パブリック・コメント制度に関する規則」に定めるところにより、郵送・ファック ス・窓口持参又は区のホームページから区民意見聴取を行った。 区民意見聴取の実施に際しては、区の広報紙「広報しんじゅく」に、特定個人情報保 護評価の概要と合わせ意見募集を行う旨の掲載をするとともに、本評価書の内容等 を区のホームページに掲載し、かつ、保健予防課・広聴担当課及び特別出張所に 備え付け、閲覧可能な状況においた。</u> ②実施日・期間 <u>令和3年11月15日から令和3年12月14日までの30日間</u> ③期間を短縮する特段の理由 <u>＝</u> ④主な意見の内容 <u>＝</u> <u>(意見の聴取の結果、意見なし)</u> ⑤評価書への反映 <u>＝</u>	①方法 <u>(追記)</u> ②実施日・期間 <u>(追記)</u> ③期間を短縮する特段の理由 <u>(追記)</u> ④主な意見の内容 <u>(追記)</u> ⑤評価書への反映 <u>(追記)</u>	パブリック・コメントの実施に伴う追記	区追記

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
49	35	VI 評価実施手続 3. 第三者点検	<p>①実施日 令和3年12月6日から令和3年12月27日まで</p> <p>②方法 個人情報保護、情報システム等に知見を有する外部の第三者に委託して第三者点検を実施する。</p> <p>③結果 特定個人情報保護評価指針第10（2）に定める審査の観点における主な考慮事項で示された考察事項に基づき点検が行われ、以下の点について指摘があった。 ●新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施について、追記。 ●番号法の改正に伴う、項番修正。 ●誤字・脱字・文言の統一及び補記 ●特定個人情報の保管消去の期間について、保管期間の定めはないが、区民からの照会に対応するため、20年以上に変更。 ●特定個人情報の提供・移転に関するルールを追記。</p>	<p>①実施日 (追記)</p> <p>②方法 (追記)</p> <p>③結果 (追記)</p>	第三者点検の実施に伴う追記	区追記